

国債にかかる払込金の代行払込に関する規則

(代行払込指定)

- 第1条 国債にかかる払込金の代行払込に関する特約（以下「特約」という。）における代行払込依頼者（以下「代行払込依頼者」という。）は、日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」という。）を利用して行う日本銀行国債振替決済業務規程第29条第1項に規定する通知において、同項の振込国債にかかる払込金（以下「払込金」という。）の払込方法として、特約において指定した代行払込先（以下「代行払込先」という。）が払込金を代行して払込むこと（以下「代行払込」という。）を指定すること（以下「代行払込指定」という。）ができる。
2. 代行払込指定は、日本銀行が別に定める時刻までに行うものとする。
 3. 日本銀行は、代行払込指定が行われた場合には、その旨を、日銀ネットにより代行払込先に通知する。
 4. 代行払込指定は、日銀ネットを利用して取消することができる。この場合、前2項の規定を準用する。

(代行払込)

- 第2条 代行払込先は、代行払込指定が行われた場合には、日銀ネットを利用して、一定の金額を自己の当座勘定から引落とし、これによって代行払込としての支払を行うことの依頼（以下「代行払込にかかる引落依頼」という。）を行うことができる。

(代行払込を行わない場合の取扱い)

- 第3条 代行払込先は、代行払込指定が行われた場合において、その代行払込にかかる引落依頼を行わないときは、日本銀行が別に定める時刻までに、代行払込依頼者および日本銀行にその旨の連絡を行うものとする。
2. 代行払込依頼者は、前項の連絡を受けた場合には、日銀ネットを利用して直ちに代行払込指定を取消したうえ、日本銀行が別に定めるところにより当該代行払込指定にかかる払込金を払込むものとする。
 3. 前項の場合のほか、代行払込先が代行払込にかかる引落依頼を行わないと日本銀行が認める場合には、代行払込依頼者は、日本銀行の指示するところにより、当該代行払込指定にかかる払込金を払込むものとする。

(照 会)

第4条 代行払込依頼者は、その代行払込に関する事項で日本銀行が別に定めるものについては、日銀ネットを利用して照会することができる。

(日銀ネット利用手数料の支払義務)

第5条 代行払込依頼者および特約における代行払込者(以下「代行払込者」という。)は、代行払込についての日銀ネットの利用に関して日本銀行が別に定める手数料を、日本銀行に支払うものとする。

(日銀ネット障害時等の取扱い)

第6条 日本銀行は、日銀ネットの障害等によりこの規則の規定による取扱いができないと認めた場合には、この規則の規定と異なる取扱いをし、または代行払込依頼者および代行払込者にこの規則の規定と異なる取扱いを指示することができる。

(所要事項の決定等)

第7条 日本銀行は、代行払込の円滑な利用を確保するため、この規則に定めるもののほか、所要の事項を定め、または所要の措置を講ずることができる。

(解約等)

第8条 日本銀行、代行払込依頼者または代行払込者は、2か月の予告期間をもって特約を解約することができる。当該解約のための意思表示は、書面により行うものとする。

2. 日本銀行は、次の各号の一に該当する場合には、直ちに当該代行払込依頼者または代行払込者との特約を解約し、または代行払込の取扱いを一定期間制限することができる。

- (1) 代行払込依頼者または代行払込者がこの規則に違反したとき。
- (2) 代行払込依頼者または代行払込者が第6条の規定により日本銀行が指示した事項に違反したとき。
- (3) 代行払込依頼者または代行払込者が前条の規定により日本銀行が定めた事項に違反したとき。
- (4) その他代行払込の円滑な利用を阻害するおそれがあると日本銀行が認めたとき。

(規則の改正)

第9条 日本銀行は、代行払込の円滑な利用を確保するため、必要があると認める場合には、この規則を改正することができる。